建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準

制　　定 平成２年３月 22 日大阪市告示第 196 号
最近改正 平成 20 年５月 30 日大阪市告示第 592 号の２

（趣旨）

第１条　建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 93 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、同条例施行規則（平成 20 年大阪市規則第 111 号。以下「規則」という。）によるほか、この基準に定めるところによる。

（駐車施設の需要が低い建築物）

第２条　条例第３条第３項の駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物は次の表の左欄に掲げるものとし、同条同項の市長が定める割合は同表の右欄に掲げるものとする。

鉄道駅に地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物	10 分の８

（駐車施設を要しない建築物）

第３条　次の各号のいずれかに該当するものは、条例第３条第６項の市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたものとする。

（１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（ただし大学は除く）
（２）鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第８条第１項に規定する鉄道施設
（３）軌道法施行規則（大正 12 年内務省、鉄道省令）第７条第２号の工事方法書に記載する施設

（特殊な装置を用いた駐車施設等の基準）

第４条　次の各号のいずれにも該当するものは、条例第８条第２項の特殊な装置を用いることにより自動車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めた駐車施設等とする。

（１）駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 15 条の規定により、国土交通大臣が令第２章第１節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める装置又はこれに準ずるものとして社団法人立体駐車場工業会が認める装置を特殊な装置として用いたものであること
（２）特殊な装置の前面と駐車施設等の出口又は入口との間には、特殊な装置の前面から 15 メートル以内の位置に、幅５メートル以上、奥行き５メートル以上の空地が設けられていること。ただし、特殊な装置の前面にターンテーブルを設ける場合は当該ターンテーブル部分を、特殊な装置の管理上必要な構造物で当該構造物の設置により自動車の安全かつ円滑な走行に支障をきたすおそれのないものを設ける場合は当該構造物が設置された部分を、それぞれ空地に含む。
（３）特殊な装置の出口と入口が分離された構造である場合は、入口側に前号の空地を設けたものであること
（４）前２号の空地に傾斜又は屈曲がないこと

（車路幅員の特例）

第５条　規則第５条第１号ただし書きにおいて計画調整局長が別に定める幅員は、駐車施設から道路に通じる往復通行の車路について、次の表のとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">駐車施設の規模又は駐車台数
建築物の敷地の間口</td><td rowspan="2">５００平方メートル以上</td><td colspan="3">５００平方メートル未満</td></tr>
<tr><td>２０台以上</td><td>１０台から１９台</td><td>１０台未満</td></tr>
<tr><td>１５メートル以上</td><td colspan="3">柱間等部分のみ、
警報装置等を設置する場合に限り
幅員４メートル以上</td><td>警報装置等を設置する場合に限り幅員４メートル以上</td></tr>
<tr><td>１０メートル以上
１５メートル未満</td><td colspan="2">警報装置等を設置する場合に限り
幅員４メートル以上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>１０メートル未満</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">信号装置等を設置する場合に限り
幅員３メートル以上</td></tr>
</table>

（敷地外駐車施設等特例基準）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第９条第１項の特にやむを得ない場合とする。

（１）他の法令の規定により駐車施設等を附置することができない場合

（２）敷地の状態が著しく不整形又は狭小な場合

（３）道路の交通安全上又は災害防止上当該道路に駐車施設等の出入口を設けることが好ましくない場合

（４）建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、条例第３条から第６条までの規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地から 200 メートル以内で所有する土地上に所有する建築物である駐車場に駐車施設等を設置する場合

（共同駐車場指定基準）

第７条　条例第９条第２項の共同駐車場（以下「共同駐車場」という。）の指定を受けるためには、当該駐車場が駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内に位置し、かつ、当該駐車場における駐車施設等が、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（１）建築物である駐車施設等であること

（２）100 台以上の規模を有する駐車施設等であること

（３）条例第８条の規定に適合すること

（４）駐車施設等の出入口付近の道路に当該駐車施設等を利用する自動車の滞留が発生しないこと

（共同駐車場特例基準）

第８条　次の各号のいずれにも該当する場合は、条例第９条第２項の規定により共同駐車場に駐車施設等を設置することで、建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。

（１）当該建築物の敷地内に駐車施設等（荷さばきのための駐車施設等を除く。以下この項において同じ。）を附置することが当該建築物周辺の交通、土地利用等の状況からみて好ましくないこと
（２）当該建築物の敷地からおおむね 200 メートル以内の共同駐車場に駐車施設等を設置すること
（３）当該共同駐車場に設置する駐車施設等の台数が当該共同駐車場として指定されている台数の２分の１以下であること

（各種様式）
第９条　規則第２条第１項及び第２項、第７条第２項及び第４項、第８条第１項及び第２項並びに第９条に規定する所定の様式は、第１号様式から第８号様式とする。

（委任）
第 10 条　この基準の施行について必要な事項は、計画調整局長が定める。

附　則（平成２年３月 22 日　大阪市告示第 196 号）
この基準は平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成 11 年３月 11 日　大阪市告示第 192 号）
この基準は平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年１月５日　大阪市告示第２号）
この基準は平成 13 年１月６日から施行する。

附　則（平成 16 年３月 26 日　大阪市告示第 295 号）
この基準は平成 16 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年５月 30 日　大阪市告示第 592 号の２）
この基準は平成 20 年６月１日から施行する。